

議案第 8 号

**令和 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）**

令和 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 大柴 邦彦

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 8, 8 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 0, 7 1 3, 9 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日 原案可決